

# § 賛助会員規則

## 公益財団法人国際開発救援財団

### 【 目的 】

第1条 この規則は、公益財団法人国際開発救援財団（以下「本財団」という。）定款第 43 条第 2 項の規定に基づき、本財団の賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 【 会員の種別 】

第2条 本財団の会員は、次の二種とする。  
(1) 個人賛助会員 本財団の目的に賛同して入会した個人  
(2) 法人賛助会員 本財団の目的に賛同して入会した法人

### 【 入会 】

第3条 本財団の賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込み手続きにより、理事長に申し込まなければならない。  
2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

### 【 会費 】

第4条 本財団の会員は、次の会費を納入しなければならない。  
(1) 個人賛助会員 年会費 9,000 円（一口）  
(2) 法人賛助会員 年会費 100,000 円（一口）  
2 本財団の会費の納入は、原則として年 1 回とし、毎年度 4 月末日までに納入しなければならない。  
ただし、個人賛助会員のうち、払込方法による制約がある者、また、会員としての参加口数が 6 口以上の者で、年会費を分割して納入することを希望する者は、この限りではない。これらの場合においても、その年会費は可及的すみやかに納入しなければならない。

### 【 会費の使途 】

第5条 第 4 条の会費は、毎事業年度における合計額の 50% 以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### 【 会員の資格喪失 】

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。  
(1) 退会したとき。  
(2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。  
(3) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。  
(4) 1 年以上会費を滞納したとき。  
(5) 除名されたとき。

### 【 退会 】

第7条 会員は、別途定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### 【 除名 】

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会において 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。  
(1) 本財団の定款又は規則に違反したとき。  
(2) 本財団の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき。

### 【 会費の不返還 】

第9条 既納の会費は、返還しない。

### 【 改正 】

第10条 この規則の改正は、理事会の議決を経て、理事長がこれを行う。

附則  
(省略)